

移動等円滑化取組計画書

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき移動等円滑化取組計画書を策定しましたので、同法第9条の6に基づき公表いたします。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

<p>(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業送迎、学校送迎を中心とする当社貸切輸送における保有車両は、2019年度末時点のノンステップバス導入率は4%にとどまっている。こうした現状を踏まえ、車両更新と併せてノンステップバスの導入を推進し、2022年度末時点で置き換え可能な貸切バスをノンステップバスに置き換え、導入率8%を達成する。 <p>(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車いすでバスを利用したことのないお客さまのために、乗降方法等についてわかりやすい内容にウェブサイトの更新を図る。 ・車いす対応等で乗務員によって対応が異なるというご意見をいただくことがあるため、車いす操作方法に関する実技研修を実施する等、乗務員の技術向上を図る。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバス	今年度については導入予定はないが、今後導入を推進する

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車いすでのバス利用方法につて	車いすでバスを利用したことのないお客さまのために、乗降方法等についてわかりやすい内容にウェブサイトの更新を図る。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバス で運行する便	

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
監督者・乗務員の技 術向上	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者自立生活支援団体を招き、車いすの基本操作、コミュニケーション実技研修を実施し技術の向上を図るとともに、ニーズの把握を図る。 ・乗務員研修会における車いす操作方法についての実技指導を実施。 ・サービス介助士資格者における定期的資格更新。

III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

<ul style="list-style-type: none"> ・ウェブサイトや電話で寄せられる利用者の意見を社内で共有するとともに、取り組みの改善に活用する。 ・本社の安全整備課をバリアフリーの主管課として、社として推進体制を構築する。
--

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

V その他計画に関連する事項

中期的な対応方針に記載された事項が当社の2020年度重点目標となっている。
